

## 平成 16 年事業所・企業統計調査の概要

### 1 調査の目的

平成 16 年事業所・企業統計調査は、我が国の民営の事業所及び企業を対象として事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

### 2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施している。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成 6 年に事業所名簿整備のための調査を実施しており、平成 8 年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成 11 年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成 16 年調査は簡易調査として 2 回目に当たる。

### 3 調査日

平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

### 4 調査の対象

調査日現在、川口市内に所在する民営の事業所を対象とした。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 個人で農業・林業・漁業のみを行っている、農・林・漁家
- (2) 個人の家庭に雇用されて家事労働に従事する人などの家事サービス業
- (3) 大使館・領事館など外国公務に従事する事業所
- (4) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査対象とする。）
- (5) 家事労働の傍ら特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (6) 百貨店、スーパーマーケットなどの構内で「消化仕入れ」している事業所や専従の従業者がいない事業所（テナントは調査対象とする。）

※消化仕入れ：百貨店やスーパーなどが他の販売業者に店舗内の一部で商品を販売させ、売上金は百貨店やスーパーが一括管理し、一定期日に販売した商品の仕入相当額を販売業者に支払う形態

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事務所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業員も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

### (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

## 6 調査の方法

調査は民営事業所を対象とする全数調査で、次に示す流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により調査した。

総務大臣—都道府県知事—市町村長—統計調査員(指導員)—統計調査員(調査員)

なお、今回の調査は、調査対象の事業所及び企業の負担を軽減し、より効率的に調査を実施する観点から、サービス業基本調査及び経済産業省所管の商業統計調査と同

時に一枚の調査票で実施した。

## 7 調査事項

### 【事業所に関する事項】

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類

### 【会社企業に関する事項】

- ア 資本金額
- イ 会社全体の常用雇用者数
- ウ 会社全体の主な事業の種類